

オーファンワークス対策事業の全体像

参考資料5

オーファン化防止対策

予定額：29百万円

令和2年度予定額 49百万円（新規）

著作物等の利用円滑化には、著作物等がオーファン（権利者不明）化しないようにすることも重要。創作者側が二次利用の可能性を認識できるような環境整備を行うため、以下のような事業を実施する。

✓ 個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究【R2実施】

管理事業者に権利行使の委託を行っていない個人クリエイターの楽曲を利用する際、「権利者の連絡先がわからず利用できない」といった利用者の声や、「個々の利用申請に許諾を出すのが煩雑で対応できない」といった権利者の声もあることから、実態やニーズについて調査を行い、個人クリエイターの権利情報集約や利用円滑化のための仕組みを行う。

オーファンワークスに関わる許諾環境の整備 予定額：10百万円

オーファンワークスとなる著作物等は、著作権者が亡くなり権利が相続されている場合や、会社の倒産等により権利帰属が不明となっている場合が多い。

将来の利用可能性を考慮した契約の整備や、著作権に詳しくない者が相続した場合の支援等を進めることで、死蔵されかけている著作物の利用円滑化を図る。

✓ 契約書作成支援システムの構築【R2実施】

著作物の創作又は利用を職業としない人々が簡単に契約書を作成できるよう契約書のひな形を半自動作成するシステムの構築を行う。

✓ 終活・相続のためのガイドラインの作成【R4実施】

相続者が参考にできるような著作権の問題について整理するほか、著作者が自己管理していた著作権について死後の管理方法を考えるきっかけとなるようなガイドラインを作成する。

それぞれの課題に対するアプローチが必要

利用したくても
権利者が誰かわからない
・見つからない

権利者を探し出せても
権利処理が
上手くいかない

連絡がつかない場合の最終手段
裁定制度が使いにくい

死蔵されかけている著作物等の利用円滑化により文化の振興に貢献

裁定制度の利用円滑化 予定額：10百万円

諸外国においてもオーファンワークスになってしまった著作物等の利用を可能とするための取組が課題となっている。中でも我が国の裁定制度は、商業利用が可能、著作物等の種類に制限がない等、諸外国の対応の中でも先進的な制度となっている。

これまで制度の見直しや運用改善を行ってきたが、従来より要望が寄せられている以下のような事業を実施し、より利用円滑化を推進する。

✓ 補償金額シミュレーションシステムの導入【R2実施】

過去の利用実績等や管理団体の使用料を分析し、利用者が具体的な利用方法（利用態様、数量、期間等）を入力することで事前に補償金額の目安・範囲を算出できるシステムを構築する。

✓ 電子申請システムの構築【R3以降】

従来の紙による申請から、電子申請による手続の簡便化を図る。（登録申請手続全体の電子化との調整が必要）

オーファンワークス（権利者不明著作物等）を取り巻く背景・現状

1億総クリエイター時代

著作権は無方式主義。創作されると同時に生じる。

TPP11/日EU・EPA 発効

TPP11（2018年12月30日）
EPA（2019年2月1日）

利用ニーズは増加傾向

古い作品は新しい著作物の創造の源泉。

権利者の所在が不明の場合、著作物等を適法に利用することは困難 死蔵されてしまうオーファンワークスの利用円滑化は喫緊の課題

ブログ・SNS・動画投稿サイトにより 著作物等の創作主体が多様化

創作・流通・利用に係るコストが大きく低下した結果、日々大量の著作物等が創作・流通されて、利用可能な状態におかれている。

（参考）国内の利用者数

YouTube 6200万人（世界19億人）

※グーグル発表(2018年)

Instagram 2900万人（世界10億人）

※ソーシャルメディアラボ調べ(2019年)

関係する政府計画
「知的財産推進計画2016」抜粋

“国民一人ひとりが知財人材”を目指した発達の段階に応じた系統的な教育の実施

今や国民全てが「一億総クリエイター」かつ「一億総知財活用人材」である。それに鑑み、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院という全ての学校種において、発達の段階に応じた系統的な教育を実施することにより「国民一人ひとりが知財人材」となることを目指すべきである。さらには、国民一人ひとりが皆消費者であることにも鑑み、消費者教育との連携を意識していくことも有効である。

保護期間が 50年→70年に延長

文化審議会におけるヒアリングでは、権利者・利用者双方から、保護期間の延長に伴うオーファンワークスの課題についての意見が寄せられた。

■日本経済団体連合会

権利者不明著作物の利用円滑化が今後の課題。

■インターネットユーザー協会

国内外の各種調査で過去の全作品の50%以上とも言われる権利者不明の孤児著作物の問題は、保護期間の延長等にもなう自粛の広がりによって、より深刻化する可能性が高い。

■青空文庫

孤児著作物については、とりわけ戦前・戦時中に亡くなったとおぼしき著作物は家族も行方不明となっている場合も少なくない。民間および学術的デジタル・アーカイブ計画にとって、大きな障害となっている。そしてその活用が困難となるために大きな社会的・経済的損失を与えているものと考えられる。

■日本書籍出版協会

保護期間が延長された場合には、権利者の所在不明の著作物が増加することが予想される。これらの著作物が円滑に利用されるための方策の検討が必要になる。

■日本文藝家協会

著作権保護期間の延長に伴い著作権者不明の作品が増えることが予測される。権利者不明著作物の利用を円滑に進めるうえでは、新たなシステムが必要。

裁定制度※の利用者数は 10年間増加傾向



※著作権者が不明等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することで利用することができる制度（著作権法第67条）

デジタルアーカイブの推進

国立国会図書館が行っているデジタルアーカイブ事業（デジタルコレクション）に収録されている約7万点の著作物はオーファンワークス。（裁定制度により利用）

また、内閣府を中心に、上記を含めた我が国の多様なコンテンツの利活用を目指した国の分野横断統合ポータル構築が進められている。

【参考】「知的財産推進計画2018」より抜粋

デジタルアーカイブ社会の実現

今後、2020年までの立ち上げを目指している国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ（仮称）」の構築を進めるとともに、デジタルアーカイブの構築や新たな利活用策の検討を進めていくためには、引き続き、関係省庁・機関が工程表に沿った取組を着実に進めるとともに、産学官が協力して社会全体での取組を進めていく必要がある。

目的

著作物の流通推進にあたっては、管理事業者が管理する著作物だけでなく、個人クリエイター等が自身で管理している著作物の利用円滑化も必要である。そのため、散在している個人クリエイター等の権利者情報をデータベースに集約していく仕組みを構築することで、権利処理を円滑に行っていく。

現状

- 令和元年度まで行ってきた「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」は、著作物の適法利用を促進することを目的に、より効率的に多くの情報を収集するため、JASRAC等の著作権等管理事業者が保持している楽曲の権利情報等を「基本データベース」に集約した。
- これにより、世の中で広く利用されている、いわゆるメジャー楽曲（市販のCD、配信音源）の権利情報をカバーできると見込んでいる。
- ただし、放送事業者等が楽曲の利用許諾を得る際、管理事業者に権利行使を委託していない個人クリエイター等（いわゆるアウトサイダー）については許諾を得るのが困難なため、個人クリエイター等の楽曲は放送番組等で使われにくい。

成果目標

- 個人クリエイター等の著作物をオープン化させないために、基本データベースを活用し、個人クリエイター等が自主的に権利情報を登録するためのインセンティブや、利用者が検索しやすくするための仕組みを構築し、権利情報の集約化を図る。
- これにより、これまで散在していた個人クリエイター等の楽曲利用が促進され、音楽の著作物の利用円滑化が図られる。

◇個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究◇

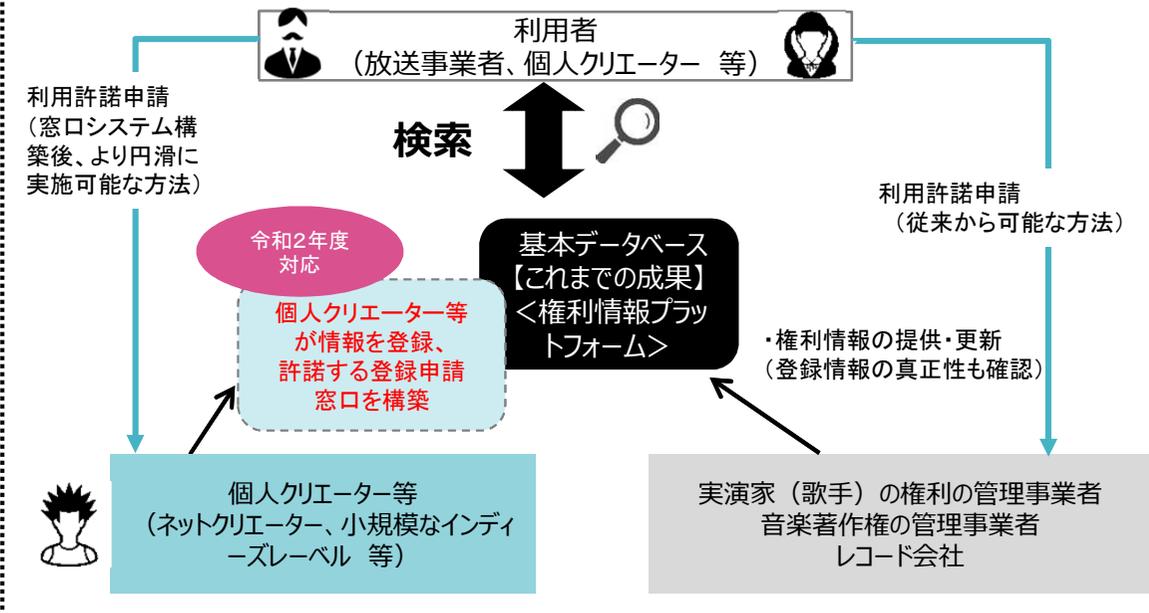
□ 個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究（令和2年度）

- 前年度までの実証を踏まえ、個人クリエイター等の実態や放送事業者の楽曲利用におけるニーズについて、調査・報告を行う。
- 上記報告を踏まえ、有識者（権利者団体、権利処理プラットフォームの運営主体等）による検討委員会を設け、具体的な登録システムの仕様や機能について検討を行う。

□ 個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステム設計（令和3年度）

- 前年度の調査研究結果を踏まえ、基本データベースを搭載した権利者情報プラットフォームに、個人クリエイター等の情報の登録機能を付加。
- 構築した登録システムについては、試験運用を行い、利用者からのフィードバックを求める。
- 完成後は基本データベースの運営主体にバйдール契約で提供し、保守管理を行ってもらう。

<想定スキーム>



目的

著作権の相続や譲渡等に伴い権利処理が困難にならないよう、将来の利用可能性を考慮した契約書のひな型の整備など、著作権に詳しくない者が契約を行いたい場合の支援等を進めることにより、著作物の利用円滑化を図る。

現状

- **1億総クリエイター時代の到来**により、著作権に詳しくない者の著作物利用・著作権移転等のニーズがますます高まる中、簡単に著作物利用・著作権移転等ができる**環境の整備は喫緊の課題**。
- 著作物の創作又は利用を職業としない者が**著作物を利用する際**には、トラブルを避けるために適切な契約手続を行うことが必要であるが、専門的知識がない等の理由により、契約書を作成することはハードルが高いため、誰でも**簡単に契約書を作成できるような環境を整備**する必要がある。
- 現在の契約書作成支援システムは、ソフトウェアの問題により、**令和2年末での提供終了の見込み**となっており、また、契約書の内容についても、SNSにおける利用等の**ニーズの変化に対応することが求められている**ため、新しいシステムの構築が重要。

成果目標

- 著作物の創作や利用を職業としない者による契約をサポートし、知識・経験不足等で「わからない」ために許諾しない・されないという場面を減らす。
- 契約書作成支援システムの利便性測定指標を用い、効果的な普及や利便性向上等を図ることにより、著作権作成支援システムへのアクセス数を増やす。

◇契約書作成支援システムの構築◇

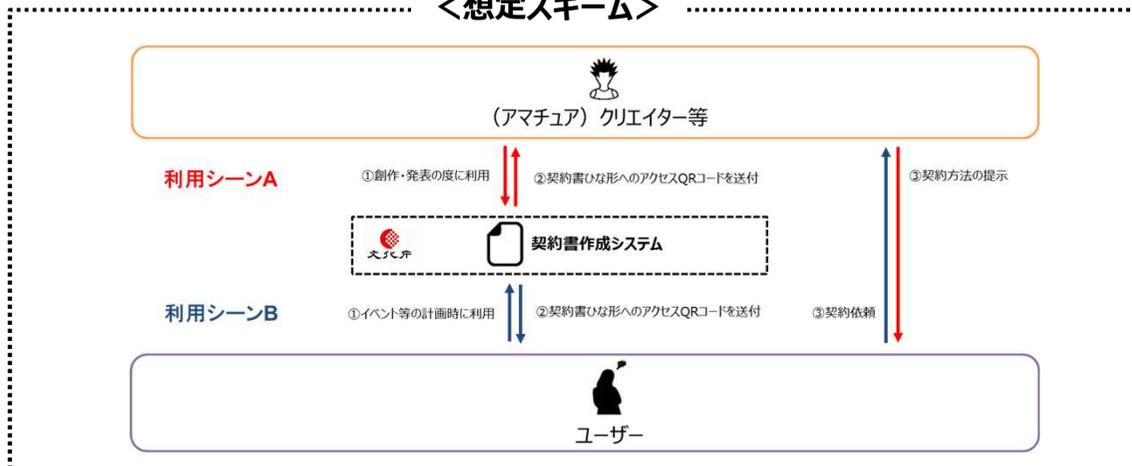
□ 契約書作成支援システムに関する調査研究（令和2年度）

- 本事業では、著作物の創作又は利用を職業としない者が簡単に契約書を作成できるよう、令和4年度までに、契約のひな形を半自動作成するシステムの構築を行う。
- 令和2年度は、上記システム構築に際して必要な、現行システムの課題と改善策の整理や、今後の適切なシステムの在り方について調査研究を行う。
- 特に、下記の4点を重点的に調査する。
 - 契約書ひな形の検討（対象とする個別具体的なケースや、契約書の法的整合性等）
 - クリエイターやユーザーのアクセシビリティを高める方法の検討
 - 契約書作成支援システムの利便性を測る指標（KPI）の検討
 - 上記を踏まえた、契約書作成支援システムに必要な機能の検討

□ 契約書作成支援システムの設計/実施（令和3年度～令和4年度）

- 調査研究の結果を踏まえ、令和3年度は、新しい契約書ひな形の作成や、システムの設計を行い、プロトタイプ等によりシステムを検討する。
- 令和4年度はシステムを試験運用し、指標を設定した上で、システム内でユーザーの利便性の達成度を取得し、運用の改善に活用する。また、普及、利用促進のための発信等を行う。

＜想定スキーム＞



目的

過去の利用実績等や管理団体の使用料を分析し、利用者が具体的な利用方法（利用態様、数量、期間等）を入力することにより、事前に補償金額の目安・範囲を算出できるシステムを構築する。

現状

- 裁定制度を利用する際、申請者にとって負担となっているのが、補償金額の算出根拠を示すことであり、これにより申請手続が煩雑となり、申請から利用までの期間が長期化することから、利用を断念するケースが多々発生している。（例：過去に出版された書籍を電子書籍として復刊したいが、補償金額がいくらになるか試算の目安が立たず、社内の企画会議でアイデアを通せず、裁定申請を行えない等）

補償金算出の根拠例（小説の一節が掲載された入試問題を、過去問題集に収録して販売するケース）

本体価格2,300円×印税率5%（翻訳利用は2.5%）×発行部数8,900部×著作物の利用割合0.2%（著作物の使用ページ数÷総ページ数）×消費税＝補償金額2,334円

- 文化庁ではこれまでの裁定実績を管理蓄積しているため、これを基にニーズの高い著作物や利用方法については、ある程度、類型化した算定方式を作成することが可能と考えられる。
※年間の裁定件数は約50件ほど（H31年度は70件を超える見込み）、相談件数は年100件以上で、潜在的な制度の利用ニーズが見込まれる。

成果目標

- 補償金の算定根拠となる算定方式が類型化されることで、利用者が申請の際の参考にして、申請手続の負担が軽減される。その結果、裁定制度の活用が推進され、裁定件数の増加が見込まれる。

◇裁定補償金額シミュレーションシステム◇

□ 裁定補償金額シミュレーションシステムの構築（令和2・3年度）

- 令和2年度においては、シミュレーションシステムの算定式の設定を行うために、これまでの裁定実績データや、既存の著作権等管理事業者の持つ各種著作物の使用料の分析を行い、類型化された算定方式の導き出しを行う。
- その上で、システム構築に必要な仕様や機能についての調査研究を行う。
- 令和3年度においては、上記調査研究の結果を基に実際のシミュレーションシステムを構築し、試験運用を開始する。
- 完成したシステムについては、文化庁のWEB上において維持管理を行い、以後、新しい申請ケースが一般化してきた際には、文化庁において類型化の算定方式の更新を行う。

<想定スキーム>

